

〔令和5年度集団指導
参考資料〕

令和4年5月24日
障害福祉サービス事業所に
対する集団指導 研修資料

令和4年度

主な制度改正について (身体拘束等の適正化抜粋)

茨城県 福祉部 障害福祉課

2 身体拘束の適正化（R3.4.1施行経過措置1年）

【改正の概要】

身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないとするもの。

【具体的な措置】

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要事項を記録しなければならない。
- (2) 身体拘束の適正化のための対策を検討するための委員会の設置及びその結果の従業員への周知
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (4) 従業員に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的に実施。

訪問系サービスにおいても新設された取組み(令和3年4月1日より義務化)

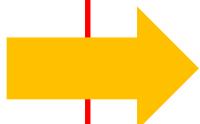
令和3年度報酬改定により、訪問系サービスについても「身体拘束の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束未実施減算」が創設されました。(訪問系以外のサービスは既に規定済)

身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

【やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件】

- ①切迫性
- ②非代替性
- ③一時性

すべてを満たす必要がある。



【やむを得ず身体拘束を行う手続き】

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ②本人・家族への十分な説明
- ③行政への報告・相談
- ④必要な事項の記録

○「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和2年10月)より

【切迫性】

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。

切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それを以てしてもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

【非代替性】

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。

非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。

また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

【一時性】

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。

一時性を判断する場合には、本人の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

○身体拘束適正化検討委員会の開催

定期的(年1回以上)に開催し、検討結果を従業者に対し、周知徹底を図ることが義務化されます

○指針の整備

事業所における身体拘束等の適正化のための指針の整備が義務化されます

○定期的な研修の実施

従業者に対し、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的(年1回以上)に研修を実施することが義務化されます

身体拘束適正化検討委員会の開催

【運用】※やむを得ず身体拘束等を行う場合

(従業者)

身体拘束の状況(態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等)記録し、身体拘束適正化検討委員会へ報告



(身体拘束適正化検討委員会)
報告された事例について、状況を分析し、結果を従業者に周知・徹底



適正化策を行った結果の検証を行い、再発防止や拘束等を行わない支援方法の検討につなげる

【身体拘束適正化検討委員会の留意点】

- ・委員会は定期的(年1回以上)に開催し、記録を残すこと
- ・委員の責務及び役割分担を明確にし、専任の身体拘束等の適正化対策を担当する者を決めておくこと
- ・委員は事業所に従事する幅広い職種により構成すること
- ・第三者や専門家を加えることが望ましい
- ・事業所単位ではなく法人単位での設置も可能
- ・虐待防止委員会と一体的に設置・運営可能

○身体拘束等の適正化のための指針の整備が義務化されました。指針を整備するにあたって、以下7つの項目が必要です。

- ①事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ②身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

定期的な研修の実施

- ・指針に基づいた研修プログラムに沿って、定期的に（年1回以上）研修を実施
- ・研修の実施記録（内容・日時・参加者）が必要。
- ・新規採用時には身体拘束等の適正化の研修を実施
- ・身体拘束等の適正化の内容を盛り込み他の研修と一体的に実施しても差し支えないが、研修の記録に当該内容を行った旨を記録しておくこと
例・・・虐待防止研修の中に身体拘束等適正化の内容を盛り込み研修を実施

減算の算定要件

身体拘束については運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」が創設され、要件を満たしていない運用をした場合は『減算』の適用となります。下記のいずれか1つでも満たせない場合利用者全員に対して基本報酬を5単位/日減算する。

<基準>

1. 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
2. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。

【身体拘束廃止未実施減算の単位】

5単位／日

【減算適用開始】

<訪問系サービス>

基準1～4について、令和5年4月より適用開始

<その他のサービス>

基準2～4について、令和5年4月より適用開始

基準1についてはすでに適用開始

※その他のサービス

療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 共同生活援助
自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援A型
就労継続支援B型 児童発達支援 医療型児童発達支援
放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援保育所等訪問支援
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設

<おねがい> 運営規程の変更手続きについて

【対象】全サービス

令和3年4月の基準省令の改正に伴い、運営規程の改正を行ってください。

また、基準省令等の改正内容について、あらためて確認をしていただき、基準を遵守して事業の運営を行っていただくようお願いします。

【追記】

虐待防止に関する事項

身体拘束等の禁止

<参考>

<https://www.pref.ibaraki.jp/index.html>

ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > いばらきの障害福祉政策 >
障害福祉サービス・医療費助成について > 障害福祉サービス事業者向け情報
> 障害福祉サービスの指定申請について

運営規程の記載例

(虐待防止に関する事項)

第△条 事業者は、利用者的人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第△条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施